

受益者負担の適正化に関する基本方針

**平成 29 年 10 月
土 浦 市**

目次

はじめに	1
1 使用料, 手数料, 諸収入等について(法令的な規定)	2
2 使用料等の受益者負担の基本的な考え方	4
3 本市の使用料等の現状	6
4 本市の使用料等の課題	8
5 設定根拠分類別の使用料等の方針	11
① 法律や政令等により基準が定められているもの。国の指針や県の条例等に 準拠しており, 市の独自設定ではないもの	11
② 少子化対策等の政策的な判断や, 専門的な審議会等において検討するもの	11
③ 公共性とともに経済性を発揮しながら運営することが求められているため, 独自の基準によって料金を設定するもの (公営企業)	12
④ 市の他の共通基準により使用料を設定するもの (行政財産使用料)	13
⑤ 近隣施設又は他市等との均衡等を基に設定するもの	13
⑥ 賄い率を基に算定するもの	14
6 減額・免除	22
7 その他	24
付属資料	27

はじめに

本市では、平成28年3月に策定した第5次行財政改革大綱において、基本方針の一つとした、「持続可能な財政運営の確立」の中の、改革項目「歳入の確保」において、受益者負担の適正化を掲げています。

これまで、平成18年度に使用料等の負担の適正化に向けて見直しを行いましたが、その後10年が経過し、施設別による負担の不均衡など課題が生じています。

受益者負担を適正化するためには、社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化を踏まえ、統一的な視点による見直しを行う必要があります。

そこで、行政サービスの提供にかかる経費、利用実態、市民生活における必需性や民間事業者等による類似サービスの実施状況を分析し、受益に応じた負担のあり方を検討することとしました。

検討に当たっては、市民、学識経験者で構成された「土浦市使用料等見直し検討委員会」を設置し、議論を重ね、税で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の考え方を明確にし、公平性と透明性を確保するため、ここに「受益者負担の適正化に関する基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、個々の行政サービスを取り巻く状況も考慮しながら、使用料等に関して、適正な料金設定をしていきます。

1 使用料, 手数料, 諸収入等について(法令的な規定)

(1) 使用料

【関係法令】

●地方自治法～抜粋

第 225 条 (使用料)

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の使用の対価として、条例の定めるところに従い徴収するものです。

施設にかかるすべての経費（人件費・物件費など）は租税と受益者負担（使用料）で賄われており、両者の負担割合をどう定めるかは、施設の性格・各自治体の考え方によって様々違いのあるところです。

使用料は、特定の使用者だけが得られるサービスの対価として支払うものであるため、基本的には「受益者負担」の原則に基づき、経費に見合う適正な負担を求めるべきであると考えられます。

(2) 手数料

【関係法令】

●地方自治法～抜粋

第 227 条 (手数料)

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもので、その価格は当該事務に要する経費とその事務により受ける特定の者の利益とを考慮して定めるものです。

手数料は、特定の者に提供する役務に対して徴収するものであるため、基本的

には「受益者負担の原則」に基づき、経費に見合う適正な負担を受益者に転嫁すべきと考えられます。

ただし、戸籍関係など全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成12年政令第16号）で定める金額を標準として定めなければならないこととされています。

（３）諸収入等

例：下水道受益者負担金

【関係法令】

●地方自治法～抜粋

第 224 条（分担金）

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

●都市計画法～抜粋

第 75 条（受益者負担金）

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

地方自治法第224条の規定等に基づき、特定の事業につき、特定の利益を受ける者等から徴収するものです。個別に根拠法令等があり、必要に応じて個別に検討し料金の見直しを行います。

2 使用料等の受益者負担の基本的な考え方

(1) 負担の公平性

公の施設の運営や証明書発行等の行政サービス（以下「行政サービス」といいます。）の提供には、施設の維持管理経費や人件費などの経費がかかります。

これらの経費は、行政サービスを利用する人が負担する使用料や手数料等と、市民の税金で賄っています。

そのため、受益者が応分の対価を負担することで、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があります。

(2) 算定方法の明確化

行政サービスの利用者に適正な負担を求めるためには、料金の算定方法を明確にし、分かりやすく示すことが必要です。

料金の算定は、それぞれの行政サービスに係る経費を算定基礎とし、各施設及び各手数料で不平等が生じないように、共通の方法を設定します。

(3) 受益者負担割合の設定

行政サービスは、その目的や性質が多様であるため、一律の割合で受益者に負担を求めることは、かえって公平性を損なうこととなります。

そのため、行政サービスの目的や性質に応じ、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定します。

(4) 効果的・効率的な行政サービスの提供

行政サービスの提供にあたっては、事務の効率化や適正な人員配置、効果的な業務委託、指定管理者制度の導入などにより、経費節減の取組を進めています。行政サービスの提供に係る経費は、使用料等の算定基礎となるため、今後も引き続き節減に取り組めます。

また、利用者の増加や利用率の向上は、施設の有効活用はもとより、使用料収

入の増加につながることから、継続的に実態調査を行い、利用者のニーズを踏まえた事務の見直しを行います。

これらの取組を着実に進めることにより、効果的・効率的な行政サービスの提供を図ります。

(5) 定期的な見直し

社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合などは、適宜個別に見直しを行うこととします。さらに、適正な受益者負担を維持するため、5年ごとに料金の見直しを行うこととします。

3 本市の使用料等の現状

(1) 使用料等の現状

本市の使用料は、公民館、青少年の家、博物館入館料等の社会教育施設使用料、体育館、野球場、水郷プール等の保健体育施設使用料、総合福社会館、つくしの家等の福祉関係施設使用料といった公の施設の使用料、土地使用料、自動販売機、電柱、電線等の設置に係る行政財産使用料、道路使用料、水路占有料、幼稚園の保育料など71件(会議室・体育館など同施設内の使用料は1件とカウント)、約6億7,900万円(平成28年度決算・一般会計)となっています。

また、手数料については、国の同一基準である戸籍手数料、消防手数料や、ごみ処理手数料、建築確認手数料など29件、5億1,400万円(平成28年度決算・一般会計)となっています。

(2) 現在の使用料等の設定根拠による分類

現在の使用料等の設定根拠は、以下のように分類されます。

① 法律や政令等により基準が定められているもの。国の指針や県の条例等に準拠しており、市の独自設定ではないもの

[地方公共団体の手数料の標準に関する政令]

- ・戸籍手数料
- ・火薬取締法許可申請手数料
- ・危険物関係消防手数料

[公営住宅法施行令]

- ・公営住宅使用料

[総務省取扱い通知]

- ・マイナンバーカード再発行手数料
- ・通知カード再発行手数料
- など

② 少子化対策等の政策的な判断や、専門的な審議会等において検討するもの

- ・幼稚園保育料
- ・保育所利用者負担金(保育料)
- ・ごみ処理手数料
- ・粗大ごみ個別収集手数料

③ 公共性ととも経済性を発揮しながら運営することが求められているため、

独自の基準によって料金を設定するもの(公営企業)

[地方公営企業法] ・ 上水道事業に関する使用料

対象経費：人件費，維持管理費，支払利息，資産維持費等

[下水道法] ・ 下水道事業に関する使用料

対象経費：人件費，動力費，薬品費，支払利息等

[下水道使用料に準拠] ・ 農業集落排水事業に関する使用料

対象経費：人件費，動力費，薬品費，支払利息等

④ 市の他の共通基準により使用料を設定するもの

・ 行政財産使用料(自動販売機・電柱・電線・土地・建物等)

[行政財産使用料条例] ※電柱，地下埋設物は道路占用料条例に準拠

土地： $\text{評価額} \times 3.5 / 1,000 \times \text{使用面積} / \text{総面積} = \text{使用料} / \text{月}$

建物：(全部使用) $\text{評価額} \times 6 / 1,000 \times \text{消費税} = \text{使用料} / \text{月}$

(一部使用) " $\times \text{使用面積} / \text{延床面積} = \text{使用料} / \text{月}$

電柱：900円/1本/年 地下埋設物：外径延長により40円～580円/年

自動販売機：(屋外) 500円/台 (屋内) 1,543円/台 など

⑤ 近隣施設又は他市等との均衡等を基に設定するもの

・ 駐車場使用料 (市営駅東・駅西，市営住宅，月極)

・ 本庁舎店舗等使用料 ・ 住民票手数料

・ 納税証明手数料 ・ 農地証明手数料 など

⑥ 賄い率を基に算定するもの ※賄い率＝歳入額/対象経費

・ 公民館会議室等使用料 ・ 老人福祉センター入浴料

・ 体育施設使用料 ・ 亀城プラザ会議室等使用料

・ 撤去自転車保管手数料 ・ し尿汲取手数料 など

4 本市の使用料等の課題

(1) 使用料等の課題

公共施設の維持管理経費は、行政サービスを利用する人が負担する使用料や手数料等と、市民の税金などの公費で賄っています。つまり、行政サービスを利用しない人も経費の一部を負担していることとなりますが、経費に対して利用者がどのくらい負担割合しているかという、賄い率を見ると、交通利便性や人口などの地域差等により、集会施設（公民館・生涯学習館等）や福祉施設（老人福祉センター等）使用料収入に大きな差が生じ、結果として同種施設間の賄い率に格差があります。

また、使用料に関しては、施設の設置目的等の性質から公費で負担すべき割合と受益者が負担すべき割合の適正性に関する課題や減額・免除制度の統一的な基準がないなどの課題があります。

(2) 設定根拠による分類別の課題

設定根拠の分類ごとに、以下のような課題があります。

① 法律や政令等により基準が定められているもの。国の指針や県の条例等に準拠しており、市の独自設定ではないもの

使用料手数料についての料金設定は地方公共団体の条例で独自に定める必要がありますが、全国統一の料金設定が望ましいものについては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」やその他の法令において全国統一の基準が定められており、料金設定は政令等に準拠し条例で規定しています。

② 少子化対策等の政策的な判断や、専門的な審議会等において検討するもの

- ・ 保育所、幼稚園の保育料については、少子化対策の観点から、保護者の負担軽減を勘案した料金設定をしています。
- ・ ごみの有料化等については、専門的な審議会である「廃棄物等減量推進審議会」の提言を受けて設定をしています。

③ 公共性ととも経済性を発揮しながら運営することが求められているため、独自の基準によって料金を設定するもの（公営企業）

公営企業の経費は、税によって負担すべき基準（繰出基準）を除き、経営に伴う収入によって賄うことが原則であることから、長期的な収支の均衡を図ることができる使用料としています。

ア 上水道使用料

地方公営企業法第21条において「～能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とされており、将来の施設整備や収益の状況を念頭に、適正な原価設定について経営状況の検証が必要です。

イ 下水道使用料

国の方針により平成31年度までに予定されている、公営企業法の法適用化へ向けて移行作業を実施する際に、使用料の検証を予定しています。なお、使用料で賄うべき経費（汚水処理費、建設改良費の一部）は、現行使用料で賄っている状況です。

ウ 農業集落排水使用料

基準外繰出金（18,183千円（平成28年度決算））が生じており、使用料収入で維持管理費等を賄いきれていない状況にあります。

④ 市の他の共通基準により使用料を設定するもの（行政財産使用料）

平成10年度に行政財産の目的外使用に係る料金の取扱いについて全庁的に統一した運用基準を策定しました。額の算定方法について、県・県内他市町村との比較により決定しています。

また、自動販売機の設置については、平成18年の地方自治法改正に伴い、行政財産の使用しないと確実に見込まれる部分（空きスペース）について長期の賃借契約による貸付が可能となったことから、入札方式による賃借契約を推進している最中のため、行政財産の使用許可に基づき使用料を徴収している施設と、賃借

契約に切替をした施設が混在している状況です。

一方、身体障害者団体に使用許可を出している一部施設については、身体障害者福祉法第22条に「国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があったときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ～その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。」とあり、売店には自動販売機も含まれるため、関連団体等の設置申し出を優先するなど、法の趣旨を考慮する必要があります。

⑤ 近隣施設又は他市等との均衡等を基に設定するもの

対象とする近隣施設又は他市との比較で乖離がある場合があります。

⑥ 賄い率を基に算定するもの

目的が類似している施設の賄い率の不均衡と、適正な受益者負担率と賄い率に乖離がある場合があります。

5 設定根拠分類別の使用料等の方針

① 法律や政令等により基準が定められているもの。国の指針や県の条例等に準拠しており、市の独自設定ではないもの

関係法令等において単価等が定められている使用料等については、本市は当該法令に準拠し、法令の改正がなされた場合には遅滞なく改正し、法令等に基づく準則等において基準額が定められている使用料等については、本市では当該基準額としており、改正がなされた場合には遅滞なく改正します。

また、地方分権一括法の施行の主旨を勘案し、見直しが可能な使用料等については、内容を精査し、必要に応じて見直しを検討します。

② 少子化対策等の政策的な判断や、専門的な審議会等において検討するもの

土浦市総合計画や土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略における重点施策に係る使用料等については、その推進のため、財政負担と市民満足度の向上等を比較衡量し、政策的な判断により設定します。

また、関連する有識者会議等を設置している使用料等については、当該会議等において審議・報告し、設定します。

ア 保育所利用者負担金（保育料）

平成27年度の子ども・子育て支援法施行にあわせて国の基準（上限額）が改正されたことから、平成26年度の「土浦市子ども・子育て会議」において保育料の改正案を提示し、了承を得て改正しました。

また、今年度、国の新基準が示されたことから、必要な改正をするとともに、平成29年4月1日に遡及して適用します。

今後も、基準改正のほか、様々な状況変化に対応し、必要な改正を検討していきます。

イ 幼稚園保育料

平成27年度の子ども・子育て支援法施行時には、新制度に移行する幼稚園の保育料について国の基準（上限額）が示されましたが、市立幼稚園については、適正配置の推進が検討されていたことから改正を見送りました。

平成29年度末に再編計画に基づき3園を廃止し、残り2園についても平成33年度をもって廃止を予定しているため、保育料の見直しについては、園児数の動向等を勘案しながら検討します。

ウ ごみ処理関係手数料

専門審議会である「土浦市廃棄物減量等推進審議会」にて、本市で平成30年10月からの導入を検討している家庭一般ごみ処理手数料の有料化に係る料金設定について審議しましたが、今後もごみ処理関係の手数料については同審議会でも検討していきます。

③ 公共性とともに経済性を発揮しながら運営することが求められているため、独自の基準によって料金を設定するもの（公営企業）

公営企業の経費は、税によって負担すべき基準（繰出基準）を除き、経営に伴う収入によって賄うことが原則であることから、長期的な収支の均衡を図ることができる使用料としています。

ア 上水道

合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定します。

今後、将来にわたって安定的に事業を継続していくために中長期的な経営の基本計画となる経営戦略を策定し、老朽化が進む施設の更新経費の確保を図るとともに、経営戦略に基づき効率化、健全化を進める中で、必要に応じて使用料の適正化を検討していきます。

イ 公共下水道

維持管理経費，資本費を使用料で賄うことを原則とし，適正な原価の範囲で定めています。

平成28年度に策定した経営戦略に基づき効率化，健全化を進めるとともに，平成32年度の地方公営企業法適用に合わせて使用料の適正化を検討していきます。

ウ 農業集落排水

公共下水道と根拠法令（浄化槽法）は異なりますが，市民生活においては同一であることから，公共下水道に準じた使用料としています。

今後，将来にわたって安定的に事業を継続していくために中長期的な経営の基本計画となる経営戦略を策定し，経営戦略に基づき効率化，健全化を進める中で，必要に応じて使用料の適正化を検討していきます。

④ 市の他の共通基準により使用料を設定するもの（行政財産使用料）

行政財産使用料条例運用基準に規定されている単価又は計算式により算定します。ただし，平成18年6月の地方自治法改正により行政財産の長期貸付が可能となったことから，遊休資産や空きスペースの貸付については，競争入札方式による賃借契約への切替を進めます。

また，契約方法や設定単価についても他の事例，手法を検証し，必要に応じて今後見直しを検討していきます。

⑤ 近隣施設又は他市等との均衡等を基に設定するもの

次のア～ウにおける使用料等を参考に，均衡や有利性，財政負担，個別事情などを総合的に検討し，設定します。

ア 近隣の同業民間施設又は同種公共施設

イ 近隣市町村

ウ 県内主要市又は先進市町村等

⑥ 賄い率を基に算定するもの

ア 使用料

(i) 原価に含める経費

原価に含める経費は、人件費、物件費、維持補修費、補助費等及び指定管理業務に係る経費とします。

【原価に含める経費】

人件費	報酬	・ 人件費 = 人件費単価 × 職員数 - 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員それぞれの平均給与額を用いる。 ・ 嘱託員報酬は実額を使用する。 ・ 行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費（直接人件費）のほか、間接的に従事する職員に要する経費（間接人件費）も算入する。 ・ 特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・管理職手当・退職手当・児童手当は除く。
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
物件費	賃金	臨時職員に対する賃金，社会保険料等
	需用費	消耗品費，印刷製本費，光熱水費等
	役務費	電話料，点検手数料等
	委託料	施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	建物借上料，機器借上料，テレビ受信料等
	備品購入費	事務用機器，器具等備品の購入費（重要備品を除く）
	その他	当該施設の管理運営に要する経費
維持補修費		施設や設備の修繕料（大規模修繕を除く）
補助費等	報償費	施設の管理運営に関する委員会等の委員謝礼，指導員謝礼等
	保険料	火災保険料，建物保険料等
	負担金	施設の管理運営に関する団体の会費
指定管理業務に係る経費		指定管理者が行う業務のうち，自主事業を除く業務に係る経費

(ii) 施設の性質別負担割合

a 性質別分類

公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、使用料の算定にあたっては施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要があります。

そこで、施設の性質を二つの基準で分類し、それぞれの負担割合を設定します。

「基礎的・選択的」 (市民生活における必需性)	○基礎的 市民生活における必需性が高い施設 基礎的なサービスを提供し、大半の市民が必要とする施設 ○選択的 市民生活における必需性が低い施設 個人の価値観に応じて選択的に利用する施設 大半の市民が必要とする施設は、公費の負担割合を高く設定し、人によって必需性が異なり、個人の価値観に応じて選択的に利用される施設は、利用者の負担割合を高く設定します。
「市場的・非市場的」 (民間施設の代替性)	○市場的 民間施設の代替性が高い施設 同様のサービス提供が民間でも可能な施設 ○非市場的 民間施設の代替性が低い施設 同様のサービス提供が民間では困難な施設 同様のサービス提供が民間では困難な施設は、行政が関与する必要性が高いと考えられるため、利用者の負担割合を低く設定します。一方、民間でも提供が可能な施設は、使用料を低く抑えることにより、民間事業者の参入機会を損なうおそれがあるため、利用者の負担割合を高く設定します。

b 受益者の負担割合

受益者の負担割合は、性質別分類を更に細分類し、下記のⅠ-1～Ⅳまでの6区分に分割し、「0%」「25%」「50%」「75%」「100%」とします。

c 施設の性質別負担の考え方

区分	区分番号	内 容	負担率	
			受益者 (利用者)	公費 (市税等)
全面的に公費負担するもの	Ⅰ-1	市民生活に必需であり、行政のみが提供するサービス	0%	100%
大部分を公費負担するもの	Ⅰ-2	市民生活に必需だが、民間では提供されにくいサービス	25%	75%
公費と受益者で負担するもの	Ⅱ	市民の利用は選択的だが、生活や余暇を快適に過ごすためのもので、主に行政が提供するサービス	50%	50%
	Ⅳ	市民生活に必需ではあるが、民間でも提供されているサービス	50%	50%
大部分を受益者が負担するもの	Ⅲ-2	民間でも提供されているが、主に行政が提供するサービス	75%	25%
全面的に受益者が負担するもの	Ⅲ-1	特定の市民が対象であり、生活や余暇を快適に過ごすためのもので、民間でも提供されているサービス	100%	0%

※ 社会情勢等を踏まえて、まちづくりに必要な政策的判断を要する事業については、別途判断します。

(例) 放課後児童クラブ育成料 など

		市民生活における必要性	
		低い（選択的）	高い（基礎的）
民間施設の代替性	低い（非市場的）	Ⅱ 公費負担50% 受益者負担50%	I-1 公費負担100% 受益者負担0%
			I-2 公費負担75% 受益者負担25%
	高い（市場的）	Ⅲ-2 公費負担25% 受益者負担75%	Ⅳ 公費負担50% 受益者負担50%
		Ⅲ-1 公費負担0% 受益者負担100%	

（iii）算定方法

使用料の算定方法は、次のとおりとします。

なお、算定に用いる経費は、維持管理費等の年度間の変動を考慮し、直近3か年度の平均値とします。

a 1室当たりの使用料

貸室（会議室やホール）など一定のスペースを貸切で使用（占有）する施設は、次のとおり算定します。

$$\begin{aligned} \text{使用料} &= 1\text{m}^2\text{1時間当たりの単価}^{(\ast)} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間} \\ &\quad \times \text{性質別の受益者負担割合} \div \text{施設稼働率} \\ (\ast) \quad 1\text{ m}^2 \text{ 1 時間当たりの単価} &= \text{年間経費} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間開館時間} \end{aligned}$$

b 1人当たりの使用料

プールなど不特定多数の個人が同時に利用する施設は、次のとおり算定します。

$$\begin{aligned} \text{使用料} &= 1\text{人当たりの単価}^{(\ast)} \times \text{性質別の受益者負担割合} \\ (\ast) \quad 1\text{ 人当たりの単価} &= \text{年間経費} \div \text{年間目標利用者数} \end{aligned}$$

c その他

a b のいずれにも適さない場合は、個別に算定方法を検討します。

(iv) 用途別区分の平均単価の使用

使用料の算定にあたっては、原則として、施設の年間経費に基づき算出した施設ごとの単価を使用します。

しかし、本市の各中学校地区公民館は、規模や保有形態などにより施設ごとに維持管理費等の金額が異なるため、同種、同規模の施設であっても、使用料に差が生じる可能性があります。

例えば、A中学校地域の方はA中学校地区公民館、B中学校地域の方はB中学校地区公民館を利用していますが、A中学校地区公民館の会議室とB中学校地区公民館の会議室は、面積や設備が同じであるにもかかわらず、使用者の人数の差等により算定使用料に差が生じることから、公平性が損なわれます。

そのため、同程度の設備を有し同様の用途で利用される施設については、使用料に差が生じないように、平均単価を使用することとします。

ただし、市内全域からの利用を前提としている施設については、原則どおり、施設ごとの単価を使用します。

(v) 曜日・時間帯別の料金設定

曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則として、同一料金とします。

ただし、特定の曜日や時間帯に利用の偏りがある場合は、利用の実態等を勘案し、使用料に差を設けることができるものとします。

(vi) 市外利用者の取扱い

公共施設は、市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられています。

そのため、市民以外の利用により市民の利用に支障が生じる場合、または市民以外利用が特に多い場合は、使用料や予約の取扱いに差を設けることができるものとします。

(vii) 指定管理者制度導入施設

指定管理者制度による利用料金制を導入している施設については、本基本方針により見直しを行うのは、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例に規定する上限額となります。したがって、これらの施設の利用料金は、市が上限額の見直しを行い条例改正等の手続を行ったうえで指定管理者が設定します。あわせて、市は指定管理料を見直す必要があります。

なお、既に基本協定を締結している施設については、原則として、基本協定締結期間中は現行料金のままとし、見直した利用料金の適用は新たな基本協定締結時とします。

イ 手数料

(i) 原価に含める経費

原価に含める経費は、人件費、物件費とします。

【原価に含める経費】

人件費	報酬	・ 人件費 = 人件費単価 × 職員数 - 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員それぞれの平均給与額を用いる。 ・ 嘱託員報酬は実額を使用する。 ・ 行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費（直接人件費）のほか、間接的に従事する職員に要する経費（間接人件費）も算入する。 ・ 特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・管理職手当・退職手当・児童手当は除く。
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
物件費	賃金	臨時職員に対する賃金，社会保険料等
	需用費	消耗品費，印刷製本費，光熱水費等
	役務費	電話料，点検手数料等
	委託料	施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	建物借上料，機器借上料，テレビ受信料等
	備品購入費	事務用機器，器具等備品の購入費（重要備品を除く）
	その他	当該施設の管理運営に要する経費

(ii) 受益者負担割合

手数料は、地方公共団体が特定の者のために行う役務に対して、その費用を賄うために徴収する料金であることから、原則として1件当たりに係る経費の100%を受益者の負担とします。

(iii) 算定方法

手数料の算定方法は次のとおりとします。なお、算定に用いる経費は、事務処理経費の年度間の変動を考慮し、直近3か年度の平均値とします。

a 積上算定方式

事務処理経費が固定的な単価で構成されているものについては、各単価を積み上げて次のとおり算定します。

$$\text{手数料} = \text{1件当たりの事務処理経費}^{(\ast)} \times \text{受益者負担割合100\%}$$

(※) 事務処理経費＝人件費＋物件費

b 額算定方式

経費の総額を受益者全員で負担すべきものや、1件当たりの経費を算出できないものについては、次のとおり算定します。

$$\text{手数料} = \frac{\text{年間事務処理経費}^{(\ast)}}{\text{年間処理件数}} \times \text{受益者負担割合100\%}$$

(※) 事務処理経費＝人件費＋物件費

c その他

a b のいずれにも適さない場合は、個別に算定方法を検討します。

(iv) その他

同種事務の料金の統一化

同種の事務を複数の課において取り扱う場合、当該事務に要する経費が異なり、手数料に差が生じる可能性があります。同種の事務については、最低原価を用いて算定することにより料金を統一します。

6 減額・免除

(1) 使用料

ア 減免のあり方

現在の減額・免除の制度は、施設ごとに内容が異なり、適用の基準も様々であり、減額・免除による減収分は公費によって賄うこととなるため、その適用は慎重に行わなければなりません。そこで、減額・免除はあくまで例外的な措置として、次のとおり統一的な基準を定めます。

この基準をもとに、各施設において設置目的等を勘案し、真に必要な場合に限定して条例に規定することとします。

イ 使用料減免の判断基準

- ・「市の主催」「市の共催」などの市の行政活動に係る場合
- ・国又は地方公共団体において、公用又は公共の用に供する場合
- ・公益的な地域活動や団体活動などによる場合
- ・災害その他緊急やむを得ない事態の発生により使用する場合

- ◆ 上記のほか、政策的判断に基づき減免できる旨の規定（例：「市長が特別の事情があると認めたもの」）を設ける場合には、条例又は規則において減免すべき事項を具体的に規定することとします。規定に際しては、施設の性質に応じ、児童・生徒、高齢者等への配慮、また、利用目的が同種の施設については不公平感が生じることのないよう減免対象者・団体などについて共通ルールを設けます。なお、減免事項に変更等がある時には、利用者への説明責任を果たすためにも、一定の周知期間を設けることに配慮します。
- ◆ 施設利用に係る使用料については、近隣市町村との広域連携による相互利用を踏まえた市内・市外料金の考え方についても検討していくこととします。

(2) 手数料

手数料については、土浦市手数料条例第7条及び8条に定める下記基準をもとに、その他内容や用途等を勘案し、真に必要な場合に限定して規則において規定することとします。

●土浦市手数料条例～抜粋

(手数料の免除)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないとき、又は無料で取り扱うことができるとき。
- (2) 公費の援助又は扶助を受けるために本市の市民から申請があったとき。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から申請があったとき。
- (4) 官公署から申請があったとき。(別表第7から別表第9までに定める手数料に係るものを除く。)
- (5) 公用で使用するとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認めたとき。

(別表第11に規定する手数料の減免)

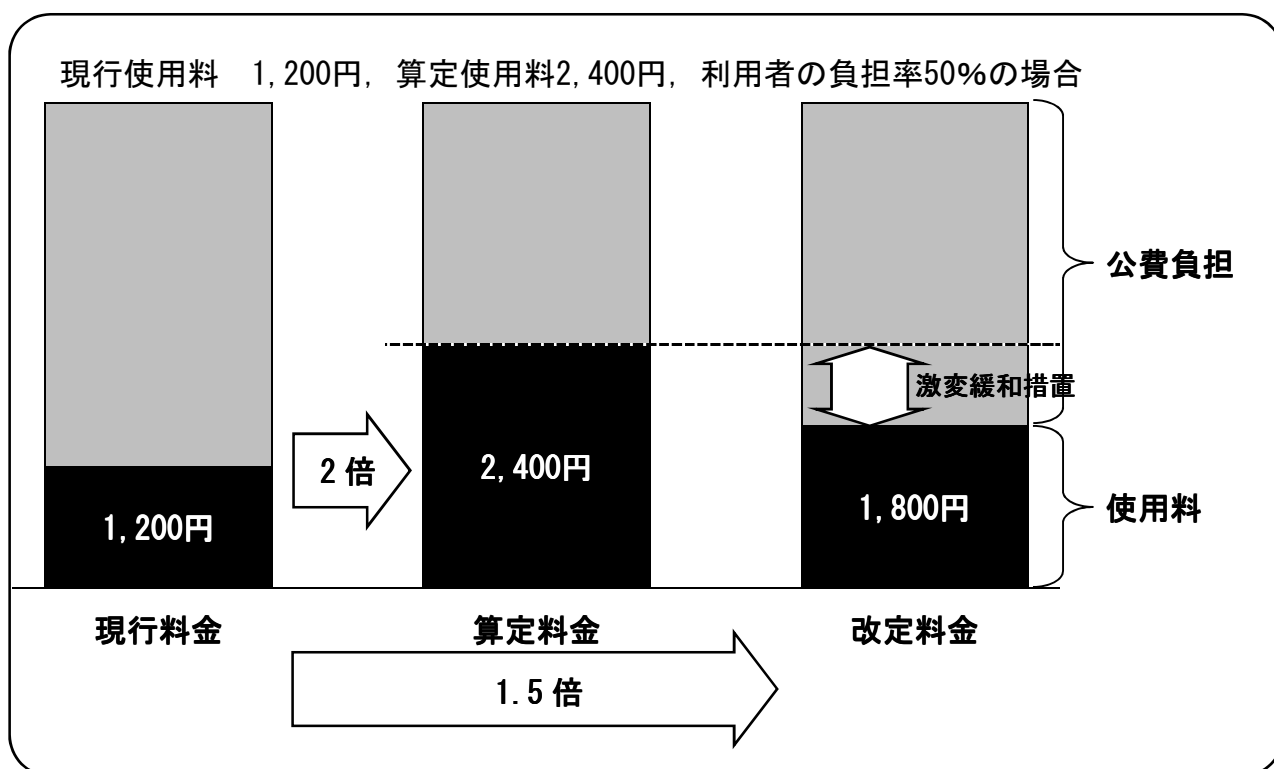
第8条 前条の規定にかかわらず、別表第11に規定する手数料については、審理員(審査庁が行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあっては、審査庁)は、行政不服審査法の規定による審査請求人若しくは参加人又は再審査請求人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと審理員、審査庁、再審査庁又は土浦市行政不服審査会(土浦市行政不服審査会条例(平成28年土浦市条例第19号)に規定するものをいう。)が認めるときは、同表に規定する交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

7 その他

(1) 改定上限率

算定料金が現行料金と比べて大幅に増額となる場合、利用者の急激な負担の増加と、利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として現行料金の1.5倍を改定額の上限とします。また、段階的な経過措置・激変緩和措置の廃止による算定料金への改定(値上げ)については、次の見直し時(5年後)に検討するものとします。

[改定上限率のイメージ]



(2) 近隣自治体及び市場価格との均衡

設定根拠分類別「⑤近隣施設又は他市等との均衡等を基に設定するもの」以外の使用料等においても、市民目線に立ち近隣自治体や市場価格よりも大幅に割高な料金設定の場合などには、必要に応じて料金見直しの検討をします。

(3) 無料施設の有料化

使用料を徴収していない施設については、同種の有料施設との公平性の確保、資産の適正利用・有効活用の観点から、また、施設の設置目的に沿って使用料を無料としている施設については、児童・高齢者等社会的弱者への十分な配慮をした上で有料化を検討し、有料化する場合には、本基本方針に基づき適正な使用料の設定を行います。

○現在無料としている施設等

- ・各小中学校施設(体育館・グラウンド等)
- ・市民運動広場（佐野子，木田余地区，右廻地区，）
- ・中貫公園運動広場
- ・社会福祉センター
- ・老人福祉センター（60歳以上）
- ・事業所所在証明書発行手数料
- ・ふれあいセンター「ながみね」定期送迎バス など

付 属 資 料

平成 29 年 5 月 25 日

土浦市使用料等見直し検討委員会委員長 殿

土浦市長 中 川 清

土浦市使用料等見直しの検討について（依頼）

近年、全国的に進む急激な人口減少と少子高齢化や、それに伴う産業構造・就業構造の変化、さらには本市における大規模事業の進展など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。

このような中、本市における使用料・手数料等の見直しにつきましては、平成 18 年度に庁内で検討作業を行い、見直しを進めてきておりますが、すでに 10 年が経過いたしました。

公共施設につきましては、多様な市民活動の場であるとともに、行政と市民との協働のまちづくりを進める基盤になるなど、その必要性や重要性が年々高まる一方で、市税により運営されていることから、利用する方と利用されない方との公平性に配慮しなければなりません。

つきましては、土浦市使用料等見直し検討委員会設置要綱第 2 条に掲げる、①使用料等の見直しに関する事、②使用料等の算定基準及び減免基準に関する事、及び、③使用料等について受益者負担の適正化に関し必要な事項、について、諸条件の変化を踏まえた検討をお願いいたします。

平成 29 年 10 月 13 日

土浦市長 中 川 清 殿

土浦市使用料等見直し検討委員会
委 員 長 横 須 賀 徹

受益者負担の適正化に関する基本方針について（提言）

土浦市使用料等見直し検討委員会においては、市長から依頼を受け、市民サービスにおける公平性の観点から、特定のサービスに対する応分な負担などを目的として、基本方針の策定を骨子とした使用料・手数料等の見直し全般について検討を重ねてきましたが、このたび、「受益者負担の適正化に関する基本方針（案）」を策定しましたので提出いたします。

今後は、この基本方針（案）をもとに、受益者負担の適正化を図り、本委員会で要検討とした個別事項を始め、使用料等の見直しを行い、来年度以降の予算編成への反映、5 年ごとの定期的な見直しについても確実に実施していただき、市民間の公平性の確保及び土浦市の持続可能な財政運営の一助となることを期待します。

また、昨今の地方自治体を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進行により社会経済情勢が急速に変化し、各自治体間の競争にも生き残る必要があり、独自の行政サービスの展開も含め、将来にわたって質の高い行政サービスの提供が求められています。そこで、本委員会の意見として、特に放課後児童クラブ、保育所等における子育て世帯の利用者負担については、政策的な判断による見直しを要望します。

土浦市使用料等見直し検討委員会審議経過

平成 29 年 5 月 25 日	第 1 回検討委員会 ・ 市長挨拶 ・ 委員長，副委員長の選任 ・ 土浦市の使用料等の現状についての事務局からの説明 ・ 検討の進め方についての審議
平成 29 年 6 月 29 日	第 2 回検討委員会 ・ 第 1 回検討委員会での意見とその対応についての事務局からの説明 ・ 分類別の使用料等の方針についての審議 (①法律や政令等に基準が定められているもの ②少子化対策等政策な判断や専門的審議会で検討するもの)
平成 29 年 7 月 20 日	第 3 回検討委員会 ・ 第 2 回検討委員会での意見とその対応についての事務局からの説明 ・ 分類別の使用料等の方針についての審議 (③公共性とともに経済性を発揮し運営するもの（公営企業） ④市の他の共通基準により使用料を設定するもの（行政財産使用料） ⑤近隣施設又は他市等との均衡等を基に設定するもの)
平成 29 年 8 月 3 日	第 4 回検討委員会 ・ 第 3 回検討委員会での意見とその対応についての事務局からの説明 ・ 分類別の使用料等の方針についての審議 (⑥賄い率を基に算定するもの) ・ 個別審査（7 件）
平成 29 年 8 月 30 日	第 5 回検討委員会 ・ 個別審査（6 件） ・ 減額・免除規定についての審議 ・ 改定上限率，無料施設の有料化検討についての審議
平成 29 年 9 月 28 日	第 6 回検討委員会 ・ 第 5 回委員会までの意見とその対応について基本方針案に沿って事務局からの説明 ・ 個別審査結果についての審議
平成 29 年 10 月 6 日	第 7 回検討委員会 ・ 包括審査結果についての審議 ・ 基本方針案についての確認 ・ 提言書案についての審議

土浦市使用料等見直し検討委員会委員名簿

	氏 名	職 業 等
委員長	横須賀 徹	法政大学大学院公共政策研究科兼任講師
副委員長	荒木 雅江	関東税理士会土浦支部 税理士
委 員	今高 博子	土浦市女性団体連絡協議会 会長
委 員	君山 毅	(株)千代田興業 代表取締役社長
委 員	吉田 薫	(株)ヨシダアート 代表取締役

土浦市使用料等見直し検討委員会設置要綱

平成 29 年 4 月 1 日 告示第 119 号

(設置)

第 1 条 本市が徴収する使用料，手数料その他徴収金（次条において「使用料等」という。）について，受益者負担の適正化を図るため，土浦市使用料等見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は，次に掲げる事項について検討を行い，市長に提言を行うものとする。

- (1) 使用料等の見直しに関すること。
- (2) 使用料等の算定基準及び減免基準に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，使用料等について受益者負担の適正化に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は，委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は，1 年とする。ただし，再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は，委員会の会務を総理し，委員会を代表する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は，委員長が招集する。ただし，委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は，市長が招集する。

2 会議は，委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員長は，必要があると認めるときは，関係者を会議に出席させ，意見又は説明

を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室財政課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。